

伝法寺地区都市再生整備計画事業評価委員会の審議

評価委員会の実施時期	担当部署	評価委員会の設置根拠	評価委員会の母体組織
第1回 平成27年11月 6日 第2回 平成27年12月 9日	建設部まちづくり課	伝法寺地区都市再生整備計画 事業評価委員会設置要綱	独自に設置

審議事項		評価委員会の意見
事後評価手続き等にかかる審議	方法書	・方法書に従って、事後評価が適正に実施されたことが確認された。
	成果の評価	・成果の評価については、適正に実施されたことが確認された。
	実施過程の評価	・持続的なまちづくり体制の構築に向け、五輪ヶ淵公園、緑道の清掃、除草などの維持管理について、地元町内会等と話し合いを継続する必要がある、との意見があった。
	効果発現要因の整理	・効果発現要因が指標ごとに分析、整理されていたことが確認された。
	事後評価原案の公表の妥当性	・事後評価原案は適切に公表されていることが確認された。今後の課題として、市民からの意見を得やすいよう工夫する必要がある、との意見があった。
	その他	・特になし。
	事後評価の手続きは妥当に進められたか、委員会の確認	・事後評価の手続きは妥当であると認められた。
今後のまちづくりについて審議	今後のまちづくり方策の作成	・防災に関する情報については、常に最新の情報を提供してほしい、との意見があった。 ・ごみの集積場所、収集方法等について、今後検討してほしい、との意見があった。
	フォローアップ	・フォローアップ計画については妥当であることが確認された。
	その他	・特になし。
	今後のまちづくり方策は妥当か、委員会の確認	・今後のまちづくり方策は妥当であると認められた。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の道路は整備されたが、接続する地区外の道路についても、渋滞を解消するために早期整備が必要である、との意見があった。 ・本地区において、良好な住環境整備の推進が図られてきたことから、他の地区でも同様なまちづくりを進めてほしい、との意見があった。 	